

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	北方領土問題対策協会	政府出資額	0 円
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人北方領土問題対策協会	政府出資額	275,907,851 円
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成15年10月1日	増減額	275,907,851 円
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人北方領土問題対策協会法（平成14年 法律第132号）</p> <p>附 則 （北方領土問題対策協会の解散等）</p> <p>第二条 北方領土問題対策協会（以下「旧協会」という。）は、協会の成立時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において協会が承継する。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第一項の規定により協会が旧協会の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、協会が承継する資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から協会に対し出資されたものとする。</p> <p>5 前項の資産の価額は、協会の成立の日現在における時価を基準として評価委員会が評価した価額とする。</p> <p>6～9 略</p>		
政府出資額が増減した理由	<p>特殊法人時は政府出資金は0円であったが、独立行政法人移行の際の承継資産として、資産の価額から負債の金額を差し引いた額が政府出資金となった。</p>		
備 考			

（注）旧法人の政府出資額は旧法人の閉鎖B/S、新法人の政府出資額は新法人の開始B/S（既存法人への業務承継の場合にあっては、関係部分に限る）の計数によること。

なお、旧法人の業務を2以上の法人が承継した場合等、複数の法人間で、資産・負債の承継が行われた場合には、関係する全ての法人の政府出資額の合計金額によることができる。

